

第1 令和4年度情報公開制度の運用状況について

1 情報公開制度について

区が持っている情報の公開を求める区民の権利を保障するとともに、明らかに情報公開できる情報には、請求手続によらず、区が情報提供に努めることを定めたものです。

2 情報公開制度のあらまし

(1) 請求できる方

- ア 区内在住の方
- イ 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 区内の事務所又は事業所に勤務している方
- エ 区内の学校に在学している方
- オ 実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会のことをいいます。）が保有している情報の公開を必要としている理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体

(2) 請求できる情報

文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式で作られた記録をいう。）であって、区の職員が組織的に用いるものとして、区が保有しているものについて請求できます。

(3) 請求の窓口

「情報公開請求書」に必要事項を記入し、請求したい情報を持っている課に提出してください。

※情報公開請求書は、荒川区ホームページからもダウンロード可

(4) 公開・非公開の決定

実施機関が公開請求を受け付けた日から15日以内に公開できるかどうかを決定し、その後、書面で通知します。

* 60日を限度として延長する場合があります。

(5) 費用

情報の公開に係る手数料は、前記2（1）アからエまでに規定する方については無料ですが、2（1）オに規定する方は、公開時に1件当たり300円を徴収します。

また、開示を受ける場合に、写しが必要な場合は、コピー料金（白黒の場合は、A3判までは片面刷り1枚10円・両面刷り1枚20円で、A1判及びA2判については片面刷り1枚30円・両面刷り1枚60円。カラーの場合は、A3判まで片面刷り1枚50円・両面刷り1枚100円。これらに当てはまらないものは、A3判に分割したものとして必要となる枚数にA3判に換算した金額を乗じた金額）がかかります。

3 情報公開請求と処理状況

令和4年度には、149件の情報公開請求がありました。公開決定等の状況は、全部公開が59件、部分公開が82件、不存在による非公開が4件となっています（表1）。

4 情報提供コーナー

区では、情報公開制度とともに、区政情報等を区民の皆さんに御利用いただくため、区役所本庁舎地下1階に情報提供コーナーを設けています。

令和4年度にこのコーナーを利用した方は、延べ5,670人でした（表2）。

このコーナーには、情報公開制度や情報提供、その他区政資料に関する案内を行ったりするために相談員を配置しております。

お気軽にお立ち寄りください。

第2 令和4年度個人情報保護制度の運用状況について

1 個人情報保護制度について

区民の皆さんの個人情報を適正に管理するルールと、区が保有する自己に関する個人情報の開示や訂正、利用停止を請求する権利が個人情報保護法等に定められており、区民の皆さんの個人の権利利益を保護するための制度です。

※令和4年度までは区の条例で制度運用してきましたが、個人情報保護法の改正に伴い、令和5年4月1日以降は、法に基づき制度運用します。

2 個人情報保護制度のあらまし

(1) 保護及び開示等の請求の対象となる保有個人情報

生存する個人に関する情報のうち、特定の個人が識別され得るもので、区職員が組織的に用いるものとして、区が持っているものです。

(2) 開示等の請求窓口と手続

「請求書」に必要事項を記入し、運転免許証等の本人確認等ができる書類とあわせて請求したい個人情報を保有している課へ提出してください。

※開示のための請求書は、荒川区ホームページからもダウンロード可

(3) 開示等の決定

原則、請求があった日から30日以内に請求に応じられるか否かを決定し、その後、書面で通知します。

(4) 費用

開示に係る費用は無料ですが、写しが必要な場合は、コピー料金（白黒の場合は、A3判までは片面刷り1枚10円・両面刷り1枚20円で、A1判及びA2判については片面刷り1枚30円・両面刷り1枚60円。カラーの場合は、A3判まで片面刷り1枚50円・両面刷り1枚100円。これらに当てはまらないものは、A3判に分割したものとして必要となる枚数にA3判に換算した金額を乗じた金額）がかかります。

(5) 個人情報保護運営審議会

個人情報の適正な取扱いを確保することを目的に、専門的な知見に基づく意見を聴くために設置され、学識経験者や区民等で構成されています。

3 自己情報の開示等の請求（区の条例に基づく制度運用での実績）

令和4年度には、157件の自己の個人情報の開示等の請求がありました。開示決定等の状況は、71件が全部開示、72件が一部開示、12件が不存在による不開示となっています（表3）。

4 個人情報保護運営審議会の開催状況

令和4年度は、個人情報保護運営審議会を7回開催し、22件の答申がありました。主な審議内容としては、各種情報システムの構築・導入や、特定個人情報保護評価の第三者点検等です。

5 個人情報業務登録の登録件数について（区の条例に基づく制度運用での実績）

区では、個人情報をどのような目的で集め、どのような目的に利用して

いるかを明らかにするため、個人情報を取り扱う業務を登録しています。
令和5年3月末現在の個人情報業務登録の総件数は、842件です。

6 情報システムへの個人情報の記録項目について

区は、区民の皆さんから集めた個人情報を行政サービスに活用するため、区の情報システムに記録しています。

令和4年度の主な記録項目は、表4のとおりです。

◎ 問い合わせ

総務企画課	内線	2 2 1 2
情報提供コーナー	内線	3 7 1 9

表1 令和4年度情報公開請求の処理状況

区 分		計	
請求件数		149件	
請求者	区内在住者	15件	
	区内法人等	9件	
	区内在勤者	1件	
	区内在学者	0件	
	理由提示者	124件	
※ 決定の状況	公開	全部	59件
		部分	82件
	非公開	0件	
	不存在による非公開	4件	
公開の方法	閲覧	1件	
	閲覧及び写しの交付	9件	
	写しの交付	131件	
	視聴	0件	

※ 開示の決定は翌年度になるものがあるため、請求件数と決定の状況の合計は一致しないことがあります

表2 令和4年度情報提供コーナー利用状況

区 分		計
情報提供コーナー利用者数		5,670人
相談・内容	情報公開等に関するもの	12件
	情報提供に関するもの	372件
資料の提供をしたもの		567冊
刊行物の貸し出し	件数	3件
	冊数	7冊
コピーサービス		15,997枚

表3 令和4年度自己情報開示の請求処理状況

区 分		計	
請求件数		157件	
決定の状況	開示	全部	71件
		部分	72件
	不開示	1件	
	不存在による不開示	12件	
	存否応答拒否	1件	
開示の状況	閲覧のみ	1件	
	閲覧及び写しの交付	3件	
	写しの交付	141件	
	視聴	0件	

※ 区の条例に基づく制度運用での実績

表4 区の情報システムで処理されている主な事務と記録されている個人情報項目

区 分	個 人 情 報 項 目
住民記録に関すること	住民基本台帳に関する情報 (住所、氏名、本籍、性別、世帯構成員番号、続柄、生年月日、前住所等)
	印鑑登録に関する情報 (印影、登録番号等、印鑑の登録・変更年月日等)
税に関すること	都・区民税に関する情報 (税額、所得の種類と額、納付状況、1月1日現在の住所、納付義務者等)
年金や保険などに関すること	国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療などに関する情報 (被保険者の保険証番号、被保険者の年金番号、要介護度、資格取得・喪失事由、保険料、保険料の賦課情報等)
福祉サービスに関すること	生活保護に関する情報 (保護の種別、扶助費の額、世帯の収入状況、医療保護状況等)
	在宅福祉に関する情報 (介護種別、介護の程度、世帯状況、介護人情報等)
	手当に関する情報 (手当種別、認定年月日、支給区分、支給額、資格喪失事由等)
	手帳などに関する情報 (種別、等級、申請理由、障がい名、障がい原因等)
健康に関すること	健診などに関する情報 (受診年月日、受診結果、検診種別、国保資格、治療経過等)

* その他、図書貸し出し管理、就学援助、区立幼稚園保育料、私立幼稚園補助金、区功労者、福祉事務（支給・貸与品、医療助成、貸付、施設措置、障がい者支援費制度）、選挙事務、中小企業融資あっせん、自転車等駐車場登録、電子申請システムによる申請・届出事務、防犯カメラ記録画像などに関する個人情報があります。